

「申し込んでいないマスクが国際郵便で送られてきた」という事案の発生について

標記について会員薬局より連絡を受けましたので、報告します。

同様の事例が発生しましたら、まずは長崎県消費生活センター(095-824-0999)にご相談いただきますようお願いください。

連絡を受けた内容は下記のとおりです。

中国からの国際郵便で、マスクが30枚送られてきた。着払いの請求もなく、請求書等の書類は何も同封されていなかった。今の時点では、支払の請求はされていない。

郵便局に問い合わせたら、県の長崎消費生活センターを紹介された。

消費生活センターからは、「支払い請求等がなく、そのまま14日間を経過したら、特に何もすることはありません。14日間は、廃棄せず保管してください。」「他に薬局で同様の事例がないか、情報を共有してください。」と言われたので、報告した。

今後は、様子を見て、何かあった場合は、消費生活センターに連絡しようと思っている。

表:

国際郵便物

追跡バーコード

差出国:CHINA

特定記録郵便物

裏:

中国邮政 CHINA POST

XIAMEN CITY、福建 等の記載あり

本事例につきましては、消費者庁より注意喚起されている「新型コロナウイルス感染症に便乗した身に覚えのない商品の送り付けにご注意ください」(次ページ)が参考になります。

下記の消費者庁 website にも掲載されていますので、併せて周知をお願いします。

消費者庁ホーム > 新型コロナウイルス感染症の拡大に対応する際に消費者として御注意いただきたいこと
(特設ページ) > 新型コロナウイルス感染症に便乗した身に覚えのない商品の送り付けにご注意ください

<参考>

1 申し込んでいないのに送りつけられた商品についての対応の例。

- 1) 開封前に申し込んでいない商品だと気づいたら、国際郵便であっても、差出人に返還してもらうことができますので、郵便窓口にご相談ください。
- 2) 開封後に申し込んでいない商品だと気づいた場合、国際郵便であっても特定商取引法が適用されます(14日間ルール)。使用したり、廃棄したりしないで、まずは、長崎県消費生活センターにご相談ください。
※ 14日以内に商品を使用してしまうと購入を承諾したとみなされてしまう恐れがあるのでご注意ください。
※ 事業者に連絡をするのは得策ではありません。引き取りを請求すれば、保管する期間を7日間に短縮できますが、電話番号を知られてしまうことになります。

2 申し込んでいない荷物を受け取らないために

- 1) 頼んだ商品がいつ届くのか、宅配業者からの事前のメールなどで配達日を確認し、従業員(家族)を含めていつ何が届くのか、カレンダーで共有しておく。取引業者の一覧を共有しておくのも大切です。
- 2) 頼んだ商品が分からない場合は「調べて後で連絡します」といったん受け取りを保留にする。
- 3) 覚えのない商品で「代引きで」と言われたら絶対に断る。

新型コロナウイルス感染症に便乗した 身に覚えのない商品の送り付け にご注意ください

注意！：政府が1住所当たり2枚ずつ配布する布製マスクは、お知らせ文と一緒に透明の袋に包んで配布されます。

【身に覚えのない商品が届いた際の対応方法】

(例) 封筒に入った使い捨てマスク30枚が宅急便で届いた。家族も全く心当たりがない。請求書は入っていないが、今後どうすればいいか。

とにかく、**ひとまず落ち着きましょう。**

送り付けられる前に、**事業者からの電話連絡**はありましたか。

はい

いいえ

送付された商品の**売買契約の勧誘**はありましたか。

はい

いいえ

上記の**売買契約の締結**を申し込みましたか。

はい

いいえ

★商品が届いた場合でも、**契約書面を受け取ってから8日以内であれば、クーリング・オフ※**ができます。**書面を受け取ってなければいつでも可能**です。

※契約書面を受け取ってから一定期間内であれば無条件で契約の解除ができる制度のこと。

★**売買契約は成立していません。お金を払ってはいけません。事業者に連絡する必要もありません。**

★**商品の送付があった日から事業者による引取りがないまま14日間*を経過したときは、商品を自由に処分してかまいません。**

その後の事業者による**商品の引取りに応じる必要もありません。**

*引取りを請求すれば、その請求の日から7日間に短縮できますが、**事業者**に電話番号等を知られてしまう可能性もあります。

慌てて事業者に連絡したりせず、使用せずに保管し、14日間経ってから処分しましょう！

おかしいと思ったら、**心配なことがある場合は。**

- 一人で悩まず、**消費者ホットライン 188**（局番なしの3桁番号）等の関係機関にご相談ください。

※ このほかにも、消費者庁では、多様な情報を発信しています。詳しくはこちらへ。 (<https://www.caa.go.jp/>)